

## 利用細則

本細則は、一般社団法人コ・クリエーションジェネレーター(以下「当法人」といいます。)と、JAM BASE の中に位置する当法人が運営する会員制交流サロン「Syn-SALON」(以下「本サロン」といい、同建物内に点在する本サロンの付帯施設とを総称し、以下「本施設」といいます。)について、本施設の利用および当該施設で提供されるサービスの利用に関する注意事項、遵守事項等を定めたものです。契約者、記名登録者および同伴者におかれましては、本細則の内容および会員契約約款の内容をご確認いただき、これを遵守いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、本細則の記載内容と、会員契約約款の記載の内容が異なる場合、会員契約約款の記載が優先して適用されるものとします。

### 第1章 総則

#### 第1条 用語の定義

本細則に記載する各用語の定義は以下のとおりです。

用語	定義
本細則等	本細則のほか、当法人が本施設の利用および本施設で提供されるサービスに関して定める会員契約約款等の一切についての総称
各種サービス	本細則等に規定される本施設の利用および本施設で提供されるサービスの総称
会員契約	本施設の会員制度への入会を希望する者との間で締結される会員契約
契約者	会員契約における契約名義人
記名登録者	各種サービスを利用する者として記名登録された者 (下記、Syn-SALON 会員、JAM-DESK 会員、テナント会員の総称)
Syn-SALON 会員	会員契約約款に定める契約プランのうち Syn-SALON 会員を選択し会員契約を締結した契約者が記名登録をした記名登録者の総称
JAM-DESK 会員	会員契約約款に定める契約プランのうち JAM-DESK 会員を選択し会員契約を締結した契約者が記名登録をした記名登録者の総称
テナント会員	会員契約約款第 22 条に基づき会員契約を締結した契約者が記名登録をした記名登録者の総称
同伴者	記名登録者とともに本施設に入場する者

### 第2章 本施設

#### 第2条 営業時間等

1. 本施設の営業時間は9時から23時とし、入館は22時30分までとします。営業時間および最終入館時間等に変更がある場合には、本施設内での事前の掲示もしくは WEB ホ

ホームページ上の掲載により通知いたします。ただし、緊急時等やむを得ない場合はこの限りではありません。

2. 本施設の休館日は元旦および当法人が指定した日とします。なお、休館日については本施設内での事前の掲示もしくは WEB ホームページ上の掲載により通知いたします。ただし、緊急時等やむを得ない場合はこの限りではありません。

### 第3条 利用可能施設

1. 記名登録者は、以下の施設を利用いただけます。

名称	場所	費用有無	特記事項
本サロン	4階	会費に含みます 貸切利用は有料	貸切利用は事前申込が必要 ただし、貸切利用は当法人指定の貸切可能エリアに限ります
本サロン内バー カウンター	4階	有料	営業時間：9時～22時 料飲代は現地精算となります
MEETING ROOM	4, 6, 9階 (全12室)	会費に含みます	会議室予約システムからの事前予約制
電話ブース	5, 6階	会費に含みます	会員ページからの事前予約制
シャワーブース	8, 9階	会費に含みます	会員ページからの事前予約制
複合機	4, 6, 8, 9階	有料	
キッチン	8階	通常利用は無料 貸切利用は有料	貸切利用は、事前申込が必要
共用ラウンジ	9階	通常利用は無料 貸切利用は有料	貸切利用は、事前申込が必要

2. 契約者および記名登録者は、当法人が主催もしくは共催するイベント等を本サロンや MEETING ROOM、キッチン、共用ラウンジを貸切にて開催する場合があります、その時間は利用できないことをあらかじめ承諾するものとします。
3. 本サロンには、ブース席、おこもりスペース、ライブラリーがございます。ブース席は記名登録者専用とし、同伴者のご利用できません。
4. ライブラリーでは本の持ち出し、貸出、印刷はできません。書籍の閲覧が終わった際には必ず元の場所に返却ください。
5. ブース席、おこもりスペースの利用は2時間を目安とし、これを超えて明らかに長時間の利用が見受けられる記名登録者には、当法人は、他の利用者の平等な利用の為に、当該利用を制限することができるものとします。

### 第4条 喫煙・飲食

1. 本施設内での喫煙所以外での喫煙はご遠慮願います。
2. 本サロンでは、料飲の持ち込みはご遠慮願います。本サロンを除く本施設内での飲食可能エリアは、別途当法人が定めるとおりとします。

3. 電話ブース、シャワーブース、ライブラリーでの食事はご遠慮願います。

#### 第5条 同伴者

本サロンは、記名登録者1名につき3名まで同伴者が入場できるものとします。MEETING ROOM は、記名登録者本人を含め別表1記載の定員まで利用可能です。なお、同伴者については当法人が別途承諾した場合を除き、原則年齢満18歳以上の方に限ります。

#### 第6条 迷惑行為の禁止

1. 本施設内では、携帯電話をマナーモードに設定の上、通話の際は本施設内の電話ブースを利用いただく等、周りの方の迷惑にならないようにしてください。
2. 本施設内での長時間の睡眠はご遠慮ください。
3. 本施設内にて、席の確保その他事由の如何を問わず、荷物のみを長時間放置することはご遠慮ください。長時間荷物が放置されていると当法人が判断した場合は、当法人にて移動ないし遺失物として処理する場合があります。また、この場合には、安全上の理由等により、カバンを開けたり封筒を開封したりする等、荷物の内容を確認する場合がありますことをご了承ください。
4. 本施設は、参加料等をもって収益を上げることを目的とする販売会、セミナー、研修、会合の他、政治や布教を目的とした会合のために利用はできません。当該目的での利用が判明した場合には、利用を制限させていただく場合がございます。利用目的についてご不明点がある場合にはあらかじめご相談ください。

#### 第7条 拾得物・遺失物の取扱い

1. 記名登録者、同伴者および当法人関係者以外の者が本施設で忘れ物、落とし物等（以下「拾得物」といいます。）を発見した場合、すみやかに4階総合受付へ届け出るものとします。本施設の従業員を含む当法人関係者が拾得物を発見した場合、当法人および当法人関係者は、遺失物法に定める報労金等、拾得物の権利について放棄します。拾得物の取り扱いについては、グラングリーン大阪として定められる所定の方法に基づき取扱うものとします。
2. 本施設内にて遺失物が発生した場合、当該遺失物の遺失者は、当法人が案内するグラングリーン大阪として定められる所定の方法に基づき問合せの上届け出るものとします。

#### 第8条 当法人からの案内事項

本施設に関する各種案内等は、原則として本施設内での掲示、EメールまたはWEBサイトを通じて行うものとします。なお、契約者および記名登録者にかかる重要事項等の案内に関しては契約者に対し郵送にてお知らせする場合がございます。

#### 第9条 各種情報の取扱い

1. 契約者および記名登録者は、当法人が、会員契約約款第1条記載の本施設の目的（以下

「本施設の目的」といいます。) 実現のため、契約者および記名登録者から提供されるもしくは当法人が独自に収集したビジネスニーズおよびシーズ等の各種情報(以下「会員等情報」といいます。)を他の契約者および記名登録者に対して提供することをあらかじめ承諾します。

2. 契約者および記名登録者は、本施設の目的実現のため、自らの営業活動等に支障の無い範囲で、当法人に対して会員等情報の提供に協力するとともに、当法人が各種協力(各種イベントやプログラム、実証実験等への参加協力や各種調査に関する協力を含みますが、これらに限りません。)を要請した場合、契約者および記名登録者は、誠意を持ってこれに協力するものとします。
3. 契約者および記名登録者は、当法人が契約者および記名登録者に対し提供する情報については、その完全性、正確性、適用性、有効性等に関し、なんら保証するものでないことをあらかじめ承諾します。また、当法人が提供する会員等情報に起因して起こった一切の損害に対し当法人は如何なる責任も負いかねることをあらかじめ承諾します。

#### 第10条 免責事項

以下の事由等が発生した場合、理由の如何にかかわらず当法人は一切の責任について負いかねます。

- ① 本施設内における盗難、紛失、損傷、事故
- ② 記名登録者および同伴者を含むがこれらに限らない本施設の入場者間で発生したトラブル、紛争
- ③ 当法人の責めに帰さない事由による本施設内の什器、備品、機器、配線、配管等の故障、破損等の異常
- ④ 複合機の利用や通信設備の利用による、契約者、記名登録者および同伴者に生じた損害(PCの不具合、第三者による印刷物の閲覧による情報漏洩等を含みますが、これらに限りません。)の一切

#### 第11条 諸規程の制定、改廃

当法人は、本細則等の内容を変更するほか、本施設に関する規程を制定および改廃できるものとし、契約者、記名登録者および同伴者はこれを異議なく承諾するものとします。

### 第3章 各種サービス

#### 第12条 各種サービスの提供

当法人は本章記載のサービスを記名登録者に提供します。各サービスを利用できる記名登録者または同伴者の対象範囲および提供方法等は次条以降に定めるとおりとします。なお特段の定めがない限り、各種サービスの利用に伴う利用料は契約者が当法人に支払う会費に含まれるものとします。

#### 第13条 来客対応および入居者への取り次ぎ

1. 本サロンの総合受付では、記名登録者への来客の連絡および伝言のお預かりはいたしません。
2. JAM-STUDIOの入居者宛に来客があった場合、4階総合受付に付設の内線電話により、来客ご本人からJAM-STUDIOの入居者宛にご連絡を入れていただきます。
3. 本条第1項にかかわらず、JAM-DESK会員宛に来客があった場合は、事前に届けられている来客時連絡先（電話番号）に来客の旨をご連絡いたします。
4. 本サロンの受付電話番号を、契約者ないし記名登録者の個人ないし事務所等の電話番号としてご利用いただく事はできません。また、受付電話番号に外部から契約者ないし記名登録者宛に電話があった場合には、伝言等を預かることはできません。
5. 当法人では、電話秘書代行サービスは取り扱っておりません。必要とされる場合には、個別に外部の電話秘書代行サービスをご利用ください。

#### 第14条 荷物等の受け取り・発送

1. 本サロンでは、本条第2項の場合を除き、以下の対応はいたしません。
  - ・ 契約者および記名登録者宛の郵便・新聞の受け取り
  - ・ 契約者および記名登録者宛の小包・宅配便および内容証明付郵便等、契約者および記名登録者が直接受領することを要する送付物の受け取りおよび発送
2. JAM-DESK会員（本条においては契約者を含みます。）宛の郵便物の受け取りについては、①当法人所定の郵便物回収依頼申込書が提出され、かつ②郵便物の宛先に当該JAM-DESK会員の氏名が記載されている場合に限り、当法人が、本施設の存する建物の地下2階のメール室に設置されているJAM-DESK集合郵便受けから、平日は1日に2回、土日祝日は1日に1回、当該JAM-DESK会員宛の郵便物を回収し、本施設内のJAM-DESK会員用メールボックスに再投函するものとします。新聞の受け取りはできません。また、当法人は、上記①、②の要件を満たさない郵便物は郵便受けから回収せず任意に処分できるものとし、郵便等の紛失、未到着等について当法人は一切の責任を負いません。重要書類等については、必ず、配送業者と直接送付物の授受ができる方法をお取りください。なお、JAM-DESK会員の退会後に、JAM-DESK集合郵便受けに当該退会者宛の郵便等が投函される場合、当法人にて郵便事業者等に対し、配達を行わないよう所定の届出を行う場合があります。退会後に送付された郵便・新聞等については、当法人で任意に処分できるものとし、その紛失、未到着等について当法人は一切の責任を負いかねます。あらかじめご了承ください。
3. その他、当法人は小包・宅配物等の紛失、未到着等一切の内容に関して責任を負いかねます。

#### 第15条 記名登録者および同伴者向けロッカー

1. 記名登録者および同伴者は、本サロンに在席中に限り、4階総合受付最寄りに設置されているロッカーをご利用いただけます。ロッカーの利用時間は利用開始時間からその

日の営業時間終了時までとさせていただきます。以下のものはロッカーに収容できません。

- ① 現金および有価証券
- ② 貴重品(重要な物品、書類、資料等を含む。)
- ③ 揮発性もしくは毒性のあるもの、または爆発物等の危険物
- ④ 銃砲刀剣類等犯罪に使用されるおそれのあるもの、または法令等により所持、携帯が禁止されているもの
- ⑤ 盗品、その他犯罪によって得られたもの
- ⑥ 臭気を発するもの、不潔なもの、腐敗変質もしくは破損しやすいもの
- ⑦ ロッカーを汚損、毀損するおそれのあるもの
- ⑧ その他保管に適さないと認められるもの

2. 利用期間を経過した場合には当法人は以下の措置を取ります。

- ① 当法人においてロッカーを開き、収容品はその内容を確認のうえ、当法人ならびに当法人関係者は遺失物法に定める報労金等、拾得物の権利について放棄の上、拾得物として取り扱います。
- ② 収容品が前項の収容できないものに該当する場合またはその疑いがある場合には、当法人においてその状況に応じ廃棄、保管、その他必要な措置をとることがあります。
- ③ 遺失物発生の際は、第7条記載のとおり対応いただきます。なお、グラングリーン大阪として定められる所定の方法に基づき当法人が拾得物についてグラングリーン大阪所定の場所または警察署に移管前の当法人の保管期間中に収容品をお引き取りになる場合に限り、当法人が、お引き取りに来られた方が、保管品の所有者ないし管理者本人であることの証明ができるものを確認したうえで、収容品をお引き取りいただきます。

3. 利用者はロッカーを善良な管理者の注意をもって使用するものとし、ロッカーを汚損、破損した場合、施錠装置に係る鍵・暗証番号等の紛失・喪失した場合には直ちに当法人に届け出るものとし、当法人は、当該汚損・破損の修繕、施錠装置の交換等にかかる代金の実費を、ロッカーを利用された記名登録者、同伴者のご本人もしくはこれら利用者の監督義務を負う契約者に対し請求できるものとし、なお、この場合の実費は、当法人の指定業者による見積もりによる金額とし、減額等の申出は一切応じられません。

4. ロッカーの収容品に滅失またはき損等の損害が生じた場合であっても、当法人はその賠償の責任を負いかねます。

## 第16条 JAM-DESK エリアへの立ち入り

JAM-DESK エリアの立ち入りおよび利用については JAM-DESK 会員のみ限定します。

## 第17条 MEETING ROOM の利用

1. 記名登録者は、別表2記載の予約保持の回数、1回あたり2時間を上限とし、MEETING

ROOM をご利用いただけます。利用時間終了時にはすみやかにご退室いただくようお願いいたします。

2. 各 MEETING ROOM の定員は別表 1 記載のとおりです。
3. 利用時間終了後すみやかに退室しない、予約していたにも関わらず利用がない、急なキャンセルや変更が目立つ等、他の利用者の平等な施設利用が損なわれる行為が見受けられる記名登録者に対しては、当法人の判断により、MEETING ROOM のご利用を制限する場合があります。なお、この場合当該記名登録者を登録した契約者が、他に複数の記名登録者を登録している場合には、当該契約者が登録した記名登録者全員に対しても MEETING ROOM の利用を制限する場合がありますので、ご注意ください。
4. MEETING ROOM を利用する記名登録者および同伴者は、会議室を善良な管理者の注意をもって使用するものとし、会議室および会議室内の机、椅子等の機器、什器、備品等を汚損、破損等しないものとします。なお、利用終了時に汚損、破損等が著しい場合、当法人は、その修繕費用の実費を当該記名登録者または契約者に対し請求できるものとします。

#### 第 18 条 貸出備品の利用

1. 記名登録者は貸出備品をご利用いただけます。ご利用に際しての予約はお受けしておりません。利用終了時にはすみやかにご返却ください。
2. 貸出備品の内容は別途当法人が定めるとおりとします。なお、当法人は、その裁量で貸出備品の内容を改廃できるものとします。
3. 貸出備品利用に際し、他の利用者の平等な貸出備品利用が損なわれる行為が見受けられる記名登録者に対しては、当法人の判断により、貸出備品のご利用を制限する場合があります。この場合、当該記名登録者を登録した契約者が別に複数の記名登録者を登録している場合には、当該契約者の登録した記名登録者全員に対し貸出備品の利用を制限する場合があります。
4. 貸出備品を利用する記名登録者は貸出備品を善良な管理者の注意をもって使用するものとし、貸出備品を汚損、破損等しないものとします。なお、利用終了時に汚損、破損等が著しい場合は、当法人は、その修繕費用の実費を当該記名登録者または当該記名登録者を登録した契約者に対し請求できるものとします。

#### 第 19 条 本サロン、キッチンおよび共用ラウンジの貸切利用

記名登録者は、記名登録者自らまたは契約者の利用を目的として、別途当法人が定める方法で申し込み、当法人が承認した場合には、本サロン、キッチンおよび共用ラウンジを別表 3 に記載の金額にて貸切りで利用することが可能です。

#### 第 20 条 複合機の利用

1. 記名登録者および同伴者は、本施設に設置の複合機を利用いただけます。
2. 一度に大量のコピー・プリントアウト等をされますと、機器の故障の原因、または他

の利用者へのご迷惑となりますのでご遠慮ください。機器の故障の原因によっては記名登録者、同伴者およびこれら利用者の監督義務を負う契約者に修理費等を請求させていただきます場合がございます。

3. 複合機の利用にあたり、長時間の利用等、他の利用者に迷惑をかける行為はご遠慮願います。
4. 複合機利用にかかる料金（ミスプリントや紙詰まり分を含みます。）の一切の払い戻しはお受けできませんので、あらかじめご了承ください。
5. 複合機の故障、修繕等により、本サービスがご利用いただけない場合があります。

#### 第 21 条 通信設備の利用

1. 記名登録者および同伴者は、本施設内の無線 LAN、有線 LAN を利用してインターネットへのアクセスが可能です。ただし、当法人ではインターネットへの接続および PC に関するサポートは行っておりません。
2. インターネット上の有料サービスのご利用は、利用する記名登録者および同伴者自身の負担になります。
3. インターネット接続やアクセスの劣化、一時停止により契約者に生じた損害について、当法人は責任を負わないものとします。
4. 記名登録者および同伴者は、デバイスやデータのセキュリティに関して責任を負うものとし、自己の責任により無線 LAN、有線 LAN の利用に際してウイルスやハッキング等のリスクに対する適切な対策（セキュリティ対策、ウイルス対策等を含むがこれらに限りません。）を行うものとし、当法人は、無線 LAN、有線 LAN の利用により記名登録者および同伴者に生じた損害について、一切の責任を負いません。
5. 無線 LAN、有線 LAN を利用する記名登録者および同伴者は、以下に掲げる行為をしてはなりません。
  - ① ネットワークまたはシステムのセキュリティを侵害する行為およびそれに携わる行為
  - ② 特定または不特定多数に大量のメールを送信する行為
  - ③ コンピューターウイルス等の有害なプログラムを、無線 LAN、有線 LAN を通じて提供、送信する行為
  - ④ 大容量のデータ送受信等、無線 LAN、有線 LAN の通信を逼迫させ良好な通信を阻害するような行為
  - ⑤ 犯罪的行為、公序良俗に反する行為、もしくはそれらのおそれのある行為または、当法人が不適切と判断する行為
  - ⑥ 第三者に不利益または損害を与える行為、第三者を誹謗中傷する行為またはそれらのおそれがある行為

#### 第 22 条 飲食サービス

1. 記名登録者および同伴者は、当法人との間で業務委託契約を締結している料飲運営会

社から、バーカウンターにて有料にて食物および酒類を含む飲料をご購入いただけます。料飲の内容および金額についてはバーカウンターに設置のメニューをご確認ください。

2. 料飲の精算については、バーカウンターでのキャッシュレス決済となります。
3. 下膳については所定の場所へ返却ください。
4. 料飲の利用に伴う領収書の発行については料飲運営会社からの発行となります。

#### 第23条 ケータリングサービス

1. 記名登録者は、当法人が指定するケータリング提供会社を利用し、本施設での会議、お打合せ等においてケータリングサービスをご利用いただくことができます。
2. ケータリングサービスご利用の際は、指定するケータリング提供会社に直接お問い合わせください。
3. ケータリングサービスに掛かる精算はケータリング提供会社との直接精算となり、請求書、見積書、領収書等の発行についてはケータリング提供会社からの発行となります。

## 別表

別表1 MEETING ROOMの定員

階数	MEETING ROOM 名称	定員	備考
4階	MEETING ROOM 0401	8名	
4階	MEETING ROOM 0402	8名	
4階	MEETING ROOM 0403	12名	
6階	MEETING ROOM 0601	10名	
6階	MEETING ROOM 0602	10名	
6階	MEETING ROOM 0603	10名	
6階	MEETING ROOM 0604	6名	
6階	MEETING ROOM 0605	8名	
6階	MEETING ROOM 0606	8名	
6階	MEETING ROOM 0607	6名	
9階	MEETING ROOM 0901	8名	
9階	MEETING ROOM 0902	8名	

別表2 予約保持の回数

会員区別	回数制限内容
Syn-SALON 会員	記名登録者様1名につき 予約保持1回 1回あたり0.5~2時間の利用
JAM-DESK 会員	記名登録者様1名につき 予約保持2回 1回あたり0.5~2時間の利用
テナント会員	1契約者につき 予約保持4回 1回あたり0.5~2時間の利用

別表3 利用料金（消費税、地方消費税込）

	基本料金（3時間）	延長料金（1時間単位）
本サロン	金 49,800 円	金 12,100 円
キッチン	金 14,400 円	金 3,500 円
共用ラウンジ	金 15,800 円	金 4,800 円

以上  
2024年9月 発効